

# 相模原市 安全に安心して自転車を利用しようよ条例の概要

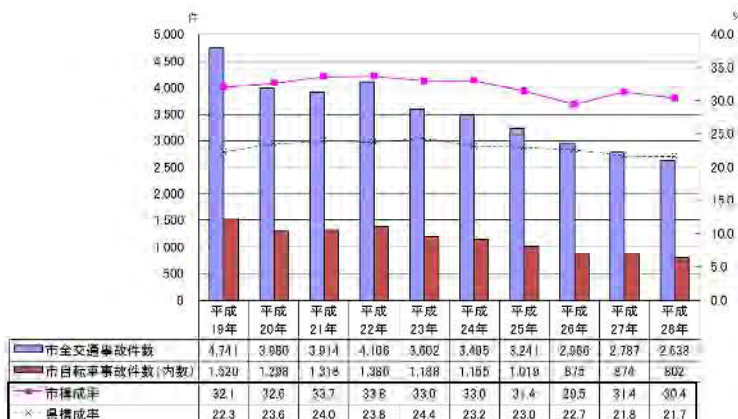
- 自転車を安全で安心して利用できる環境づくりをめざして -

## 条例制定の背景

本市は平坦地が多いことなどから、自転車が利用しやすく、自転車は身近な交通手段として幅広い年齢層に利用されており、環境にやさしく経済的で健康にも良いことなどから、今後も自転車利用は増加すると見込まれます。一方で、自転車の交通事故件数は減少しているものの、全交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は県内でも高く、平成28年の統計では、本市は30.4%となっており、県内平均が21.7%であるのに比べ、非常に高い状況となっています。

また、近年自転車と歩行者の事故において、自転車側に過失があり歩行者に重篤な障害を負わせ、その賠償額が高額になる事例もあり、その損害賠償に備えた保険加入の必要性が高まっています。こうしたことから、自転車の安全で適正な利用を一層促進していくため、本条例が制定されました。

< 自転車事故の推移 >



## 条例の目的

【第1条】

自転車の安全で適正な利用を推進します。

市、市民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにします。

市が実施する施策の基本的事項を規定します。



相模原市 マスコット  
キャラクター さがみん

市、市民等、事業者及び関係団体が  
自転車の安全適正利用の取組を協働して展開することで、

## 効果

自転車に関する事故の防止につながります。

自転車の秩序ある利用につながります。

自転車を安全で安心して利用できる環境づくりにつながります。

## 条例の内容

### Point 1 『市民等、事業者、関係団体、市の責務』

【第3条～第6条】

#### 市民等

自転車の安全適正利用に関する理解を深め、自転車関係法令を遵守します。  
家庭・地域等において自転車の安全利用に関する取組を実施します。  
市の施策への協力に努めます。

#### 事業者

従業員への事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に係る啓発や、点検・整備の必要性に関する教育をします。  
市の施策への協力に努めます。

#### 関係団体

市民等が自転車の安全適正利用に関する理解が深まる取組を自主的・積極的に実施します。  
市の施策への協力に努めます。

#### 市

市民、事業者、関係団体等と連携・協力し、自転車の安全適正利用の促進に関する施策を策定・実施します。  
道路環境の整備に努めます。

関係団体とは・・・交通安全に関する活動を行う団体をいいます。  
(自治会・交通安全協会・交通安全母の会・PTAなど)



### Point 2 『自転車の安全で適正な利用に関する取組』

【第7条～第11条】

#### 自転車利用者

自転車の交通ルール・マナーを守ります。  
自転車の点検・整備、また、防犯登録などの、盗難防止対策をします。

#### 自動車運転者等

自転車利用者への配慮をします。(自転車の側を通過するときは安全な間隔を保つか徐行します。)

#### 家庭

子どもや高齢者等へのヘルメットの着用など、自転車の安全な乗り方を指導・助言します。

#### 自転車小売業者 自転車貸付業者

自転車の点検整備や、自転車利用者に安全利用の注意を促します。

#### 学校・市

交通安全教育や啓発活動、ヘルメット普及促進のための情報提供などをします。

## Point 3 『自転車損害賠償保険等の加入義務』

- 平成30年7月1日施行 -

【第12条～第13条】

### 自転車利用者

自転車損害賠償保険等の加入が義務化されます。

### 保護者

児童・幼児の自転車利用に係る自転車損害賠償保険等の加入が義務化されます。

### 事業者

事業活動で従業者が自転車を利用する際の自転車損害賠償保険等の加入が義務化されます。

### 自転車小売業者

自転車購入者に、自転車損害賠償保険等の加入の確認が義務化されます。また、保険の情報提供など、加入を勧奨します。

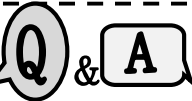
### 自転車貸付業者

自転車損害賠償保険等の付いた自転車の貸付が義務化されます。

### 市等

自転車損害賠償保険等に関する情報の提供などをします。

## 条例素案に関する



### Q . なぜ、条例にするの？

A . 市民の皆さま、事業者、交通安全団体、市等が一体となって、市民運動として取り組む気運を高め、歩行者、自転車等が安全に通行し、市民が安心して暮らすことができる社会を目指して条例を策定します。

### Q . 条例が制定されると何が変わるの？

A . 自転車利用者、保護者、事業者、自転車小売業者等に責務が課せられます。損害賠償保険の加入とともに、交通ルールや交通マナーの遵守等、家庭における子どもや高齢者等への指導・助言等、自転車の安全で適正な利用に関する取組をしていただきます。

### Q . なぜ、保険の加入が義務化されるの？

A . 小学生が運転する自転車と歩行者の事故で、自転車側に過失があり約9,500万円の損害賠償責任が保護者に課された事例【平成25年7月神戸地裁判決】もあり、被害者の確実な救済と併せて、加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担の軽減を目的とするほか、加入することにより事故の危険性を再認識していただき安全な利用を促すことになると考えています。

### Q . ヘルメット着用にはどのような効果があるの？

A . 自転車利用中の交通事故では、致命傷として頭部損傷の割合が高いことがあげられています。公益財団法人交通事故総合分析センターの分析では、ヘルメットを正しく着用することにより、頭部損傷による死者の割合は、おおよそ1/4に低減されるとの報告もあります。

## 事故の相手方を保障する自転車保険の主な種類

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T A の保険	P T A や学校が窓口となる保険
T S マーク付帯保険		自転車の点検整備を受けると車体に付帯される保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

## 他の自治体にはこんな制度があります。

- 兵庫県 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）  
 県民運動としての取組 交通安全教育の充実 保険加入の義務化 環境の整備 等
- 滋賀県 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 28 年 2 月 26 日施行）  
 自転車交通安全教育の実施 自転車の点検・整備および防犯対策  
 保険加入の義務化（平成 28 年 10 月 1 日施行）等
- 大阪府 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 28 年 4 月 1 日施行）  
 自転車保険の加入義務化 交通安全教育の充実 交通ルール・マナーの向上 等
- 名古屋市 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 29 年 4 月 1 日施行）  
 交通安全教育の充実 交通ルール・マナーの向上  
 保険加入の義務化（平成 29 年 10 月 1 日施行）等



### 施行日

- H29.12.25 一部施行（保険加入の義務化（第 12 条～第 13 条）を除く）  
 H30.7.1 保険加入の義務化（第 12 条～第 13 条）の施行

### 【お問い合わせ】

- 交通・地域安全課 042-769-8229 緑区役所地域振興課 042-775-8801  
 中央区役所地域振興課 042-769-9801 南区役所地域振興課 042-749-2135

平成 29 年 12 月作成